

令和6年11月岡山県議会定例会提出予定案件

令和6年11月22日

件 名		内 容		
1 予算案件 (2)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和6年度岡山県一般会計補正予算(第4号)		756,331,521	△ 1,937,950	754,393,571
特別会計 令和6年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)		2,268,021	△ 2,859	2,265,162
2 事件案件 (8)	1 当せん金付証券の発売について (1) 2 公立大学法人岡山県立大学に係る第4期中期目標を定めることについて (1) 3 訴えの提起について (1) 4 岡山県自然保護センターの指定管理者の指定について (1)	◎令和7年度発売総額 11,000,000千円以内 ◎地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定により、公立大学法人岡山県立大学に係る第4期中期目標を定めるもの ◎相手方 宮城県仙台市青葉区二日町12番25号2F 今野 賢治 訴えの内容 次の判決及び仮執行の宣言を求める。 (1)金3,806,517円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと。 (2)岡山県岡南飛行場を明け渡すこと。 (3)不法行為による損害賠償金(不法占有となった日から明渡しの日までの間、停留料に相当する額)を支払うこと。 (4)訴訟費用は相手方の負担とすること。 ◎管理を行わせる施設 和気郡和気町田賀730番地 岡山県自然保護センター 指定管理者となる団体 岡山市南区内尾665番地の1 公益財団法人 岡山県環境保全事業団 理事長 吉田 光宏 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで		

件 名		内 容
	5 岡山県笠岡陸上競技場の指定管理者の指定について (1)	◎管理を行わせる施設 笠岡市平成町63番地の2 岡山県笠岡陸上競技場 指定管理者となる団体 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市 笠岡市長 栗尾 典子 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	6 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の指定管理者の指定について (1)	◎管理を行わせる施設 岡山市北区南方二丁目13番1号 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 指定管理者となる団体 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役会長 狩野 伸彌 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	7 岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理者の指定について (1)	◎管理を行わせる施設 瀬戸内市牛窓町牛窓5414番地の7 岡山県牛窓ヨットハーバー 指定管理者となる団体 瀬戸内市牛窓町牛窓5414番地の7 一般財団法人 岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 代表理事 岡崎 彬 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	8 令和5年度岡山県歳入歳出決算の認定について (1)	◎地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
3 条例案件 (9)	別紙のとおり	
4 報告案件 (1)	1 知事の専決処分した予算について (1)	◎令和6年度岡山県一般会計補正予算(第3号) 衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費

	件 名	内 容
5 その他	<p>地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について</p> <p>健全化判断比率について</p> <p>資金不足比率について</p> <p>内部統制評価報告書の提出について</p>	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 9件 2,072,499円</p> <p>◎船舶損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 99,000円</p> <p>◎施設設備損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 55,000円</p> <p>◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの</p> <p>◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの</p> <p>◎地方自治法第150条第6項の規定により、同条第4項の報告書を提出するもの</p>

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県税条例等の一部を改正する条例	税務課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 岡山県税条例</p> <p>(2) 岡山県税条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前の岡山県税条例</p> <p>(3) 離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例</p> <p>(4) 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例</p> <p>(5) 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例</p> <p>(6) 過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例</p> <p>(8) 岡山県産業廃棄物処理税条例</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="margin-left: 40px;">（ 施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日 ）</p>
2	岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	国際課	<p>旅券法施行令の一部改正に鑑み、電子情報処理組織を使用する方法により一般旅券の発給を申請する場合の手数料を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 旅券法に基づく一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 書面により申請する場合</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 2,000円 → 2,300円</p> <p style="margin-left: 40px;">（早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者（人道上の配慮を必要とする場合として知事が定めて告示する場合に該当し、かつ、緊急に一般旅券の発給を受ける必要がある者を除く。以下同じ。）</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 8,000円 → 8,300円）</p> <p>(2) (1)のうち一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領せず、その効力を失った当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から5年以内に一般旅券の発給の申請（以下「未交付失効者による発給の申請」という。）を行った場合</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 4,000円 → 4,300円</p> <p style="margin-left: 40px;">（早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 10,000円 → 10,300円）</p> <p>2 旅券法に基づく一般旅券の発給の申請のうち、情報通信技術を活用</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に係る手数料の額を定める。</p> <p>1件につき 1,900円 (未交付失効者による発給の申請の場合 1件につき 3,900円)</p> <p>(施行期日 令和7年3月24日)</p>
3	岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	医薬安全課	<p>大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に鑑み、同法に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を定める。 1件につき 21,500円</p> <p>2 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。</p> <p>3 岡山県保健医療関係手数料徴収条例において用いられている大麻草採取栽培者名簿という用語を第一種大麻草採取栽培者名簿に改める。 (施行期日 令和7年3月1日)</p>
4	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設及び更生施設の生活指導等の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>救護施設及び更生施設の生活指導等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 条例の公布の日)</p>
5	岡山県子ども・若者未来会議条例	子ども未来課	<p>こども基本法の施行に鑑み、岡山県子ども・若者未来会議を置くものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 設置(第1条関係) 次に掲げる機関として、岡山県子ども・若者未来会議(以下「子ども・若者未来会議」という。)を置く。 (1) 地方青少年問題協議会法第1条に規定する附属機関 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する審議会その他の合議制の機関 (3) 子ども・子育て支援法第72条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関 (4) こども基本法第2条第2項に規定するこども施策(3(2)において「こども施策」という。)及び同法第10条第1項に規定する都道府県こども計画に関する事項を調査審議する機関</p> <p>2 組織(第2条関係)</p>

番 号	題 名	提 案 課	概 要
			<p>子ども・若者未来会議は、委員24人以内で組織する。</p> <p>3 委員（第3条関係） 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、(4)に掲げる者については、2人以内とする。</p> <p>(1) 学識経験を有する者 (2) こども施策に関する事業に従事する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募に応じた者 (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p> <p>4 任期（第4条関係） (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (2) 委員は、再任されることができる。 (3) 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 会長（第5条関係） (1) 子ども・若者未来会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 (2) 会長は、子ども・若者未来会議を代表し、会務を総理する。 (3) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 会議（第6条関係） (1) 子ども・若者未来会議の会議（6及び7において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。 (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 委員以外の者の意見の陳述（第7条関係） 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。</p> <p>8 専門委員（第8条関係） (1) 子ども・若者未来会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (2) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。 (3) 専門委員は、会長の命を受け、当該専門の事項を調査する。 (4) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>9 部会（第9条関係） (1) 子ども・若者未来会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。 (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>名する。</p> <p>(4) 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>(5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(6) 子ども・若者未来会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・若者未来会議の決議とすることができる。</p> <p>(7) 6及び7の規定は、部会の会議について準用する。</p> <p>10 庶務（第10条関係） 子ども・若者未来会議の庶務は、子ども・福祉部において行う。</p> <p>11 その他（第11条関係） この条例に定めるもののほか、子ども・若者未来会議の運営に関し必要な事項は、子ども・若者未来会議が定める。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和7年4月1日）</p>
6	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、給付金として支払を受けた金銭の管理の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 給付金として支払を受けた金銭の管理の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>
7	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>建築指導課</p>	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査の実施等に関する事務を玉野市及び笠岡市が処理することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査の実施等に関する事務は、玉野市及び笠岡市が処理することとする。</p> <p>2 宅地造成及び特定盛土等規制法及び同法の施行のための規則に基づく知事に提出すべき書類の受理等に関する事務は、各市町村（岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市を除く。）が処理することとする。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和7年4月1日）</p>
8	<p>岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p>	<p>建築指導課</p>	<p>宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成等工事規制区域の指定制度が新たに設けられたこと等に鑑み、同区域内において行う宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>1 次に掲げる工事の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 15,990円～ 626,980円</p> <p>(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 11,250円～ 130,140円</p> <p>2 次に掲げる工事の変更許可の申請に対する審査 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 1 件につき 1,599円～ 626,980円 (2) 土石の堆積に関する工事 1 件につき 1,125円～ 130,140円</p> <p>3 中間検査の申請に対する審査 盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 12,890円～ 49,940円 (施行期日 令和7年4月1日)</p>
9	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>道路交通法の一部改正により、個人番号カードへの特定免許情報の記録等に関する制度が導入されることに鑑み、当該記録に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 道路交通法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>(1) 運転経歴情報の記録 1 件につき 900円 (運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録する場合 1 件につき 100円)</p> <p>(2) 特定免許情報の記録 ア 免許の取得時に免許証の交付を希望しない旨の申出をする場合 (ア) 特定試験免除者（公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことにより運転免許証の更新を受けることができなかつた者で運転免許試験の一部を免除されたものをいう。以下同じ。）以外の者 1 件につき 1,550円 (複数免許取得者（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者をいう。以下同じ。）にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p> <p>(イ) 特定試験免除者 1 件につき 1,350円 (複数免許取得者にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p> <p>イ 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）時に免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 1 件につき 800円</p> <p>ウ ア及びイのいずれの申出もしない場合 1 件につき 1,500円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合 1件につき 100円)</p> <p>(3) 特定免許情報が記録された個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）のみを有する者に対する免許証の交付 1件につき 2,550円</p> <p>(4) 免許情報記録の書換え ア 免許情報記録個人番号カードのみを有する者の場合 1件につき 1,550円 （複数免許取得者にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額） イ 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の場合 1件につき 100円</p> <p>(5) 免許証の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 更新時不交付申出をするとき（経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合を除く。） 1件につき 1,300円</p> <p>(6) 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の更新を受ける場合を除く。） ア 経由申請をする場合であつて、経由申請に併せて免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けたい旨の申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき。 1件につき 1,000円 イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。 1件につき 1,950円 ウ 経由申請をしない場合 1件につき 2,100円</p> <p>(7) 免許証及び免許情報記録の有効期間の更新 ア 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき。 1件につき 2,500円 イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。 1件につき 2,850円 ウ 経由申請をしない場合 1件につき 2,950円</p> <p>(8) 経由地書換申出をする場合における免許証等の更新を受けようとする者の経由申請 1件につき 1,700円</p> <p>(9) 免許証等の更新を受けようとする者に対する講習のうち、岡山県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習 ア 優良運転者に対する講習 1件につき 200円 イ 一般運転者に対する講習</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 200円</p> <p>ウ 違反運転者等のうち、道路交通法施行令で定める基準に該当しない者に対する講習</p> <p>1 件につき 200円</p> <p>2 道路交通法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 認知機能検査を実施する者に対する講習の実施</p> <p>1 件につき 1,200円 → 1,150円 又は1,450円 → 又は1,400円</p> <p>(2) 運転経歴証明書の交付及び再交付</p> <p>1 件につき 1,100円 → 1,150円</p> <p>(3) 運転免許試験</p> <p>ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験</p> <p>1 件につき 800円 → 750円 ～6,600円 → ～6,900円</p> <p>イ 普通自動車免許に係る試験</p> <p>1 件につき 800円 → 750円 ～3,350円 → ～3,300円</p> <p>ウ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>1 件につき 800円 → 750円 ～4,050円 → ～4,550円</p> <p>エ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>1 件につき 800円 → 750円 ～1,900円 → ～1,950円</p> <p>オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>1 件につき 800円 → 750円 ～7,650円 → ～7,450円</p> <p>カ 仮運転免許に係る試験</p> <p>1 件につき 1,550円 → 1,650円 ～4,350円 → ～4,700円</p> <p>(4) 技能検査</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査</p> <p>1 件につき 3,900円 → 3,950円 又は6,400円 → 又は6,950円</p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査</p> <p>1 件につき 3,750円 → 3,850円 又は4,550円 → 又は4,650円</p> <p>(5) 運転することができる自動車等の種類の限定の解除を受けるための審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 1,400円 → 1,350円 又は2,850円 又は3,100円</p> <p>(6) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付</p> <p>ア 特定試験免除者以外の者</p> <p>1件につき 2,050円 → 2,350円 (複数免許取得者 2,050円に、他の種類の運 2,150円に、与える 転免許に係る事項を記載す → 免許1種類ごとに るごとに200円を加えた額 200円を加えた額)</p> <p>イ 特定試験免除者</p> <p>1件につき 1,700円 → 2,100円 (複数免許取得者 1,700円に、他の種類の運 1,900円に、与える 転免許に係る事項を記載す → 免許1種類ごとに るごとに200円を加えた額 200円を加えた額)</p> <p>ウ 仮運転免許に係る免許証</p> <p>1件につき 1,150円 → 1,100円</p> <p>(7) (6)の運転免許証の再交付</p> <p>ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>1件につき 2,250円 → 2,600円</p> <p>イ 仮運転免許に係る免許証</p> <p>1件につき 1,150円 → 1,050円</p> <p>(8) 運転技能検査</p> <p>1件につき 3,550円 → 3,650円</p> <p>(9) 技能検定員審査</p> <p>1件につき 14,700円 → 14,450円 ~23,400円 ~23,750円</p> <p>(10) 教習指導員審査</p> <p>1件につき 9,650円 → 9,950円 ~14,550円 ~15,100円</p> <p>(11) 再試験</p> <p>ア 準中型自動車免許に係る再試験</p> <p>1件につき 1,900円 → 2,050円 又は4,400円 又は5,050円</p> <p>イ 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>1件につき 1,750円 → 1,950円 又は2,550円 又は2,750円</p> <p>ウ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>1件につき 1,650円 → 1,800円 又は3,100円 又は3,550円</p> <p>エ 原動機付自転車免許に係る再試験</p> <p>1件につき 1,000円 → 1,100円</p> <p>(12) 免許証の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 経由申請をする場合 1 件につき 2,550円 → 2,750円</p> <p>イ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1 件につき 2,500円 → 2,850円</p> <p>(13) 経由地書換申出をしない場合における免許証等の更新を受けようとする者の経由申請 1 件につき 550円 → 750円</p> <p>(14) 国外運転免許証の交付 1 件につき 2,350円 → 2,250円</p> <p>(15) 講習</p> <p>ア 安全運転管理者等に対する講習 1 時間につき 750円 → 850円</p> <p>イ 取消処分者講習 1 時間につき 2,350円 → 2,400円</p> <p>ウ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許を受けようとする者に対する講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 1 時間につき 4,450円 → 4,650円</p> <p>エ 準中型自動車免許を受けようとする者に対する講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 1 時間につき 3,500円 → 3,800円</p> <p>オ 普通自動車免許を受けようとする者に対する講習 1 時間につき 2,800円 → 3,050円</p> <p>カ 大型自動二輪車免許を受けようとする者に対する講習 1 時間につき 4,150円 → 4,300円</p> <p>キ 普通自動二輪者免許を受けようとする者に対する講習 1 時間につき 4,000円 → 4,200円</p> <p>ク 原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習 1 時間につき 1,500円 → 1,750円</p> <p>ケ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する講習 1 時間につき 3,100円 → 3,200円</p> <p>コ 大型自動車免許等を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習 1 時間につき 1,400円 → 1,850円</p> <p>サ 指定自動車教習所の職員に対する講習 1 時間につき 750円 → 900円</p> <p>シ 初心運転者講習 1 時間につき 2,050円 → 2,150円 ～2,700円 → ～2,850円</p> <p>ス 免許証等の更新を受けようとする者等に対する講習のうち、違反運転者等に対する講習 1 件につき 1,350円 → 1,400円</p> <p>セ 免許証等の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>等に対する講習</p> <p>(ア) 普通自動車対応免許を受けている者に対する講習（運転技能検査受検者を除く。）</p> <p>1件につき 6,450円 → 6,600円</p> <p>(イ) 普通自動車対応免許（運転技能検査受検者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p> <p>1件につき 2,900円 → 2,950円</p> <p>ソ 違反者講習</p> <p>1件につき 9,050円 → 9,350円 又は12,500円 又は12,900円</p> <p>タ 若年運転者講習</p> <p>1時間につき 2,250円 → 2,600円</p> <p>チ 特定小型原動機付自転車運転者の運転による交通の危険を防止するための講習</p> <p>1時間につき 2,000円 → 2,100円</p> <p>ツ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習</p> <p>1時間につき 2,000円 → 2,050円</p> <p>テ 初心運転者講習、違反者講習又は若年運転者講習を受けようとする者に対する通知</p> <p>1件につき 900円 → 1,000円</p> <p>3 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が審査の一部を免除される者である場合におけるその者に係る手数料の額から減ずる額を改める。</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和7年3月24日)</p>